

平成22年度

地域密着型サービス施設・事業所
介護老人保健施設

集団指導講習会

【指導監査関係資料】

平成22年6月23日（水）

いわき市保健福祉部長寿介護課

目 次

1 平成21年度指導・営利法人監査実施状況について	
(1) 平成21年度実地指導実施結果（営利法人監査を除く）	2
(2) 平成21年度営利法人監査結果	2
(3) 事業種別指摘事項	3
2 平成21年度監査実施状況について	6
3 平成22年度指導監督について	
(1) 介護老人保健施設の指導について	6
(2) 平成22年度指導方針（営利法人監査以外）について	7
(3) 平成22年度営利法人監査方針について	12
(4) 実地指導（営利法人監査）の実施手順について	14
4 高齢者虐待防止について	15
5 身体拘束廃止について	20
6 業務管理体制の整備に係る監督について	26

1 平成21年度指導・監査実施状況について

(1) 平成21年度実地指導実施結果（営利法人監査を除く）

事業種別	指導対象 事業所数 A	実 施 事業所数 B	実施率 B / A	文書指摘数 (事業所数) C	指摘率 C / B
地域密着型 (介護予防) サービス事業所	72	21	29%	20	95%
(介護予防) 認知症対応型 通所介護	20	9	45%	8	89%
(介護予防) 小規模多機能型 居宅介護	19	5	26%	5	100%
(介護予防) 認知症対応型 共同生活介護	32	6	19%	6	100%
地域密着型介護 老人福祉施設	1	1	100%	1	100%
介護老人保健施設	11	6	55%	5	83%

(2) 平成21年度営利法人監査結果

事業種別	監査対象 事業所数 A	実 施 事業所数 B	実施率 B / A	文書指摘数 (事業所数) C	指摘率 C / B
地域密着型 (介護予防) サービス事業所	46	18	39%	14	78%
(介護予防) 認知症対応型 通所介護	10	2	20%	2	100%
(介護予防) 小規模多機能型 居宅介護	14	4	29%	3	75%
(介護予防) 認知症対応型 共同生活介護	22	11	50%	8	73%
地域密着型 特定施設入居者 生活介護	0	1	100%	1	100%

指導・監査対象事業所数は、平成21年4月1日の事業所数。

(3) 事業種別指摘事項
 認知症対応型通所介護

基準	指摘内容
【設備基準】	
基本方針	・一般デイの利用者とスペースを共有
【運営基準】	
内容等の説明・同意	・重要事項説明書の内容に不備（記載漏れ、苦情受付先に行政機関の追加）
心身の状況の把握	・（居宅）サービス担当者会議未開催 ・サービス担当者会議記録無し
居宅計画に沿った提供	・居宅計画に沿った計画内容になっていない
認知デイ計画の作成	・認知デイ計画書未作成 ・認知デイ計画書内容不備 （長期・短期目標記載なし、内容不十分） ・サービス提供後に計画書に事後同意
サービス提供の記録	・サービス提供の記録不備（利用者の状況判別不可、記録の役割を果たしていない）
運営規定	・記載内容不備（従業員数、兼務等）
掲示	・掲示物の内容に誤り
【介護給付費の算定】	
サービス提供体制加算	・加算算定要件漏れ（職員割合毎月記録なし）
個別機能訓練加算	・個別機能訓練計画書の作成

小規模多機能型居宅介護

基準	指摘内容
【運営基準】	
介護従業者	・人員基準違反（月に数日）
内容・手続の説明・同意	・重要事項説明書の内容不備（記載漏れ、苦情受付先に行政機関の追加）
サービス提供の記録	・サービス提供の記録不備（利用者の状況判別不可、記録の役割を果たしていない）
具体的取扱い方針	・長期泊まりの利用者について検討不十分 ・身体拘束時の検討・対応等不十分
居宅計画の作成	・居宅計画書の未作成 ・計画目標未記載、不十分
小多計画の作成	・小多計画書未作成 ・小多計画に同意無し ・サービス担当者会議内容不備・不十分 ・サービス提供後に計画書に事後同意 ・モニタリング未実施・記録不十分 ・居宅計画に沿った小多計画になってない
サービス提供の記録	・サービス提供の記録不備（利用者の状況判別不可、記録の役割を果たしていない）
具体的取扱方針	・長期入院者について契約継続
運営規定	・内容不備
勤務体制の確保	・勤務表において兼務関係不明確
掲示	・重要事項について掲示していない
広告	・内容不備（定員数誤記載）
衛生管理	・ヘアブラシ・タオル共用
地域との連携	・運営推進会議不定期開催 ・運営推進会議録の不備・未公表
事故発生時の対応	・事故発生時、市に未報告 ・再発防止策について未記載
【介護給付費の算定】	
月途中の登録又は終了	・日割り計算していない
初期加算	・算定開始日に誤り
新規加算	・重要事項説明書等による同意もれ

認知症対応型共同生活介護

基準	指摘内容
【運営基準】	
介護従業者	・人員基準違反(月に数日、常勤職員未配置)
内容・手続の説明・同意	・重要事項説明書の内容不備(記載もれ、苦情受付先に行政機関の追加、同意もれ) ・契約内容不備(契約日、開始日無し)
サービス提供の記録	・サービス提供の記録不備(利用者の状況判別不可、記録の役割を果たしていない) ・被保険者証に必要事項記載無し
取扱方針	・身体拘束に向けた取組み(研修)不十分 ・自己・外部評価の公表方法不適 ・車椅子による長時間生活 ・徘徊対応不適(身体拘束)
認知症介護計画の作成	・サービス担当者会議記録無し ・サービス提供後に計画書に事後同意 ・計画書同意無し(初回のみ同意) ・計画書に説明日、同意日無し ・計画書の長期・短期目標未設定 ・サービス担当者会議の決定事項が計画に反映されていない ・モニタリング実施記録不十分
地域との連携当	・運営推進会議の開催が不定期 ・運営推進会議録未公表
非常災害対策	・避難訓練未実施 ・非常災害計画の内容不備
事故発生時の対応	・骨折・入院事故等について市に未報告 ・事故報告書の再発防止策の検討不十分
運営規程	・内容不備(予防について記載無し)
勤務体制の確保	・勤務表において兼務関係不明確 ・職員研修の実施記録無し
掲示	・掲示内容誤り
【介護給付費の算定】	
夜間ケア加算	・算定要件誤り(報酬返還)
認知症専門ケア加算	・算定要件誤り(報酬返還)
サービス提供加算	・算定要件誤り(職員割合毎月記録無し)

介護老人保健施設

基準	指摘内容
【運営基準】	
計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス担当者会議の決定事項が計画に未反映 ・モニタリング未実施
取扱方針	<ul style="list-style-type: none"> ・身体拘束廃止検討委員会に管理者が未出席
衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症又は食中毒の予防等指針の未整備・内容不十分 ・感染症又は食中毒予防等のための検討委員会の開催記録なし ・ヘアブラシの共用
事故発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・骨折・入院事故等について市に未報告 ・職員研修の開催不定期（年2回未満）
勤務体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・併設事業所に兼務する職員の兼務関係、従事時間不明確
介護	<ul style="list-style-type: none"> ・褥瘡対策のための指針未整備

2 平成21年度監査実施状況について

平成21年度に実施した基準違反が疑われるなどの理由により実施した監査（地域密着型サービス施設・事業所に限る）については以下のとおりです。

(1) ケース1

理由：管理者及び介護支援専門員の未配置
運営推進会議未開催

結果：人員基準違反及び報酬返還（返還額：60万円）

(2) ケース2

理由：介護職員の必要数の未配置

結果：人員基準違反（報酬返還無し）

3 平成22年度指導監督について

(1) 介護老人保健施設の指導について

介護老人保健施設（本体）に対する指導については、介護保険法第23条に基づき市町村にも実施権限があり、これまでは市保健所が実施していましたが、平成22年度からは市長寿介護課が実施することとなりました。

- (2) 平成22年度指導方針（営利法人監査以外）について

【平成22年度 介護サービス事業者等指導方針】

第1 指導の基本方針

本市においては、「介護保険施設等実地指導マニュアル」（平成19年2月7日老指発第0207001号厚生労働省通知・平成22年3月改定）に基づき、よりよいケアの実現に向けた高齢者虐待防止・身体拘束禁止等の制度理解、取組み、ケアプランを含む「一連のプロセス」に基づくサービス提供等を踏まえた運営指導、及び不適正な請求の防止のための報酬請求指導に重点を置き計画的に実施している。

これについて、依然として人員配置、個別処遇計画の作成、身体拘束に関する取組み、及び介護報酬の算定（特に、平成21年度介護報酬改定に伴う事項）についての指摘事項が見受けられることから、平成22年度についても、前年度に引続き上記事項に重点を置いた指導を行うこととする。

また、平成21年度には、全国の特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホームにおいて、自然災害や人的火災による死亡事故が発生したことから、非常災害対策についても指導を強化していくこととする。

なお、実地指導の際に、著しい運営基準違反が確認され、利用者等の生命若しくは身体の安全に危険がある場合、又は、報酬請求に誤りが確認され、著しく不正な請求と認められる場合は実地指導を中止し、監査を実施する。

第2 重点指導事項

認知症の高齢者や介護が必要な度合いが中重度の高齢者に対応したサービスの質的な向上を図るため、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年11月9日 法律第124号）の制定や身体拘束禁止規定にかかる介護報酬上の身体拘束廃止未実施減算の創設（「身体拘束廃止未実施減算における基準」 平成18年厚労告126号）などを踏まえ、介護サービス事業者等に対し、次の各号について重点的に指導するものとする。

- 1 高齢者虐待及び身体拘束についての認識の普及
- 2 高齢者虐待防止及び身体拘束禁止に関する制度理解の推進
- 3 高齢者虐待防止及び身体拘束禁止に向けた介護サービス事業所等の積極的な取り組みの推進
- 4 高齢者虐待防止及び身体拘束禁止に向けて、基準等に規定されている「一連のプロセス（アセスメント～モニタリング）」が適正に実施された上で、ケアプランを含むサービス提供が行われることの推進
- 5 「個別ケアプランに基づいたサービス提供」や「多職種協働によるサービス提供」等、報酬上の加算算定要件に基づいた適正な請求の推進

第3 指導の実施計画

1 指導の方法

介護サービス事業者等の育成・支援を念頭において、人員配置、利用者等の処遇を含む事業運営、介護給付費の算定が、基準省令及び介護報酬告示等に則って適正に行われているかを以下の方法により確認し効果的な指導を行うものとする。

(1) 集団指導

地域密着型サービス事業者・地域密着型介護予防サービス事業者、介護老人保健施設を対象に、今年度の実施指導の実施前に1回、事業所の職員を一定の場所に集め、講義方式により実施する。

なお、講義内容については、「過年度の指摘事項に係る原因や改善方法等」及び「(消防機関から)非常災害時の効果的取組み、対応方法」等について説明し、事業運営の適正化を図ることとする。

(2) 実地指導

平成18年度改正介護保険法の大きな柱で政策上の重要な課題である「サービスの質の確保と向上」、「尊厳の保持」及び「高齢者虐待防止法の趣旨」、適正な介護報酬請求等を踏まえ、「介護保険施設等実地指導マニュアル」に基づき、次の観点から対象となる介護サービス事業者等の所在地において、関係書類を基に行うものとする。

指導内容

ア 運営指導

高齢者虐待防止、身体拘束廃止等の観点から、虐待や身体拘束のそれぞれの行為についての理解の促進、防止のための取組みの促進について指導を行うとともに、高齢者虐待防止等にあたっては、個々の利用者毎の個別ケアプランに基づいたサービス提供を含む一連のプロセスの重要性について、理解を求めるためのヒアリングを行い、生活支援のためのアセスメントとケアプランの作成等が適切に行われ、個別ケアの推進によって尊厳のある生活支援の実現に向けたサービスの質の確保・向上が図られるよう運営上の指導を実施する。

イ 報酬請求指導

各種加算等について、報酬基準等に基づき必要な体制が確保されているか、個別ケアプランに基づきサービス提供がされているか、他職種との協働は行われているかなど、届け出た加算等に基づいた運営が適切に実施されているかをヒアリングし、請求の不適正な取扱いについては是正を指導する。

ウ 非常災害対策関係指導

消防本部と長寿介護課において連携を図ることとし、消防本部が作成した調査表を用いて、実地指導時に確認するなど指導等により適正化を図る。

また、実地指導終了後に、当該調査結果を消防本部に報告するなどの連携強化を図ることとする。

実施方法

年度当初に実施計画を策定し、指導の対象となる施設等において、設備、帳簿等を実地に確認し指導する。

2 実地指導体制

(1) 指導体制

長寿介護課で指導班を編成する。

(2) 編成人数

原則として、2名以上の職員により指導班を編成する。

3 実地指導計画

(1) 対象施設等

(介護予防)地域密着型サービス施設・事業所

営利法人の運営する地域密着型・地域密着型介護予防サービス以外の事業所(営利法人監査対象以外の事業所)から選定する。

なお、本年度又は来年度上半期において指定の有効期間が満了する事業所を優先的に選定する。

社会福祉法人が運営する介護サービス施設・事業所

社会福祉法人が運営する介護老人福祉施設、(介護予防)短期入所介護事業所及び(介護予防)特定施設入居者生活介護事業所等を対象とする。なお、実地指導の実施に際しては、老人福祉法に基づく施設監査と同時に実施するものとする。

ただし、今年度福島県による実地指導が実施される事業所については対象外とする。

介護老人保健施設

社会福祉法人等が運営する介護老人保健施設(本体)を対象とする。

ただし、介護老人保健施設に併設する(介護予防)短期入所生活介護事業所、(介護予防)通所リハビリテーション事業所等については、県が指導監査を担当するため対象外とする。

(2) (1)を踏まえた平成22年度実地指導計画数の算定

事業所数	987 (21年度 974)
・ 地域密着型サービス事業所	75 (21年度 72)
・ 地域密着型介護予防サービス事業所	68 (21年度 68)
・ 介護予防支援事業所	7 (21年度 7)
・ 居宅サービス事業所	353 (21年度 343)
・ 居宅介護支援事業所	125 (21年度 125)
・ 介護老人福祉施設	14 (21年度 14)
・ 介護老人保健施設	11 (21年度 11)
・ 介護療養型医療施設	7 (21年度 7)
・ 介護予防サービス事業所	327 (21年度 327)

実地指導実施計画数	87 (21年度 66)
・ 地域密着型サービス事業所	28 (21年度 21)
・ 地域密着型介護予防サービス事業所	25 (21年度 21)
・ 介護予防支援事業所	0 (21年度 0)
・ 居宅サービス事業所	10 (21年度 10)
・ 居宅介護支援事業所	0 (21年度 0)
・ 介護老人福祉施設	10 (21年度 4)
・ 介護老人保健施設	4 (21年度 0)
・ 介護療養型医療施設	0 (21年度 0)
・ 介護予防サービス事業所	10 (21年度 10)

平成22年4月1日現在数（みなし指定事業所を除く。）

(3) 平成22年度実地指導日程

別紙のとおりとする。

(4) 実地指導後の措置

改善すべき事項が認められた場合は、口頭及び文書により改善を求め、文書により改善を求めた事項に係る改善結果は書面で報告させる。

また、介護報酬請求に関して誤りが認められた場合にあつては、自主点検の上、自主的な返還を行うよう指導する。

なお、度重なる指導によっても改善が図られない、又は介護報酬の不正請求、重大な指定基準違反等が疑われる場合にあつては、監査を実施する。

監査の結果、基準違反等が認められた事業所に対しては、その内容に応じ、法に基づく「業務改善勧告」、「業務改善命令」又は「指定の効力の停止・指定取消し」を行うなど、適切に対処する。

第4 必要な様式等

実地指導の実施に関し必要な様式（介護保険各種加算等自己点検シート）については、次のとおりとする。

介護保険各種加算等自己点検シート

602	認知症対応型通所介護費	様式1 - 1
603	小規模多機能型居宅介護費	様式2 - 1
604	認知症対応型共同生活介護費	様式3 - 1
605	地域密着型特定施設入居者生活介護費	様式4
606	地域密着型介護福祉施設サービス	様式5
701	介護予防認知症対応型通所介護費	様式1 - 2
702	介護予防小規模多機能型居宅介護費	様式2 - 2
703	介護予防認知症対応型共同生活介護費	様式3 - 2

なお、これ以外の様式等については、別途定めるものとする。

(3) 平成22年度営利法人監査方針について

【平成22年度 営利法人監査方針】

第1 指導監査の基本方針

介護サービス事業者による不正事案を防止し、介護事業の適切な運営を確保する観点から「経済財政改革に関する基本方針2007」(平成19年6月19日閣議決定)により「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」を推進することとされた。

これにより、営利法人の運営する全ての地域密着型サービス事業所及び地域密着型介護予防サービス事業所に対し、法令遵守を徹底させるための指導監査を平成20年度から平成24年度までに実施する。

第2 指導監査の実施計画

1 監査の実施方法

年度当初に実施計画を策定し、事前に書面(自己点検シート)の提出を受けた上で、監査の対象となる全ての事業所について、設備、帳簿等を実地に確認する。

2 指導監査内容

各事業所における「人員・設備及び運営基準」の遵守状況の確認

3 指導監査の根拠法令等

介護保険法第78条の7及び第115条の17

4 指導監査事業所

(1) 対象事業所

営利法人の運営する全ての地域密着型サービス事業所及び地域密着型介護予防サービス事業所

(2) 平成22年度 指導監査実施事業者数等

		(事業所数内訳)	
		地域密着型	地域密着型(予防)
営利法人の運営する事業所数(A)	89	48	41
平成22年度監査実施計画数(B)	13	7	6
平成21年度未既監査実施数(C)	70	38	32
監査実施率 % (B+C)/(A)	93.2	93.7	92.6

平成22年4月1日現在数

なお、5ヵ年の監査計画(全体計画)については別紙のとおり

5 実施体制

(1) 指導体制

長寿介護課で監査班を編成する。

(2) 編成人数

原則として2名以上の職員により監査班を編成する。

6 平成22年度監査日程

別紙のとおりとする。

7 監査後の措置

監査の結果、基準違反等が認められた事業所に対しては、その内容に応じ、法に基づく「改善勧告」、「改善命令」又は「指定の効力の停止・指定取消し」を行うなど、適切に対処する。

なお、上記改善勧告等に至らない改善すべき事項が認められた場合は、口頭及び文書により改善を求め、文書により改善を求めた事項に係る改善結果は書面で報告させる。

第3 必要な様式等

営利法人に対する監査の実施に関し必要な様式（自己点検シート）については、次のとおりとする。

自己点検シート

- | | |
|----------------------|------|
| ・ (介護予防)認知症対応型通所介護 | 様式 1 |
| ・ (介護予防)小規模多機能型居宅介護 | 様式 2 |
| ・ (介護予防)認知症対応型共同生活介護 | 様式 3 |
| ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護 | 様式 4 |

(4) 実地指導（営利法人監査）の実施手順

期日	(期日例)		内容
1ヶ月前	8月1日	市 事業所	実施通知発送
当日	9月1日	市 事業所	実地指導実施
1.5ヶ月以内 (45日)	10月15日	市 事業所	実地指導結果通知 介護報酬の請求に誤りが認められた事業所については、自主点検の実施指導。 「改善を要する事項なし」及び「文書による回答を要する改善事項なし」の場合は、ここで終了。
3ヶ月以内 (45日)	11月30日	事業所 市	改善結果報告提出期限 「自主返還」がない場合は、ここで終了。
3.5ヶ月以内 (15日)	12月15日	市 事業所	自主返還通知
7ヶ月以内 (3ヶ月後の月末)	3月31日	事業所 市	返還結果報告期限

4 高齢者虐待防止について

- (1) 「養介護施設従事者等」と施設・事業所の責務
「養護者」・「養介護施設従事者等」の定義

養護者	日常的に世話をしている家族・親族・同居人などの、高齢者を現に養護している人
養介護施設従事者	老人福祉法・介護保険法に定める養介護施設・事業所の業務に従事する人

「養介護施設・事業所」と「従事者等」の範囲

事項	養介護施設	養介護事業所	養介護施設従事者等
老人福祉法による規定	老人福祉施設 有料老人ホーム	老人居宅生活支援事業所	「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者
介護保険法による規定	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 地域密着型介護老人福祉施設 地域包括支援センター	居宅サービス事業所 地域密着型サービス事業所 居宅介護支援事業所 介護予防サービス事業所 地域密着型介護予防サービス事業所 介護予防支援事業所	

養介護施設・事業所の責務（高齢者虐待防止法「以下、法」第20条）

- ア 養介護施設従事者等への研修を実施する
- イ 利用者や家族からの苦情処理体制を整備する
- ウ その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止のための措置を講じる（指針・マニュアルの整備、連絡体制の整備）

- (2) 「養介護施設従事者等」による高齢者虐待の定義（法第2条第5項）

類型	内容
身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。
介護・世話の放棄・放任	高齢者を衰弱させるような著しい減食，長時間の放置，養護者以外の同居人による虐待行為の放置など，養護を著しく怠ること。
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
経済的虐待	養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

(3) 身体拘束禁止規定と高齢者虐待の関係

介護保険施設等では、利用者本人や他の利用者等の生命や身体を保護するために「緊急やむを得ない」場合を除いて、身体拘束その他の行動制限は原則禁止されている。(省令基準による)

従って、「緊急やむを得ない場合」を除いて、身体拘束は原則すべて高齢者虐待に該当する。

(4) 早期発見の責務と通報の義務

関係機関の責務

養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体、および養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

家庭における養護者による高齢者虐待に係る通報

養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、

- ・ 当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は速やかに市町村に通報しなければならない。
- ・ 上記以外の場合は、市町村に通報するよう努めなければならない。

本市における通報・相談の窓口：各地域包括支援センター

養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報

ア 養介護施設従事者等が、自分が勤務する施設等で従事者による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに市町村に通報しなければならない。

- イ 上記ア以外で養介護施設従事者等による虐待を発見した者は、
- ・ 当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は速やかに市町村に通報しなければならない。
 - ・ 上記以外の場合は、市町村に通報するよう努めなければならない。

本市における通報・相談の窓口：長寿介護課

通報者保護に関する規定

- ・ 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は高齢者虐待に関する通報(虚偽であるもの及び過失によるものを除く)をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- ・ 介護従事者は通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取り扱いを受けない。

公益通報者保護法が平成 18 年 4 月 1 日施行されています。

この法律でも、労働者が、事業所内部で法令違反行為が生じ、又は生じようとしている旨を事業所内部、行政機関、事業所外部に対して所定の要件を満たして（例えば行政機関へ通報を行おうとする場合には、不正の目的で行われた通報でないこと、通報内容が真実であると信じる相当の理由があること、の 2 つの要件を満たすことが必要です。）公益通報を行った場合、通報者に対する保護が規定されています。

【公益通報者に対する保護規定】

解雇の無効

その他不利益な取り扱い（降格、減給、訓告、自宅待機命令、給与上の差別、退職の強要、専ら雑務に従事させること、退職金の減給・没収等）の禁止

(5) 事業所としての取り組み

高齢者虐待防止に関する事項の周知徹底

ア 介護従事者・職員全員に対し、高齢者虐待防止に関する事項（虐待の定義、具体的な行為例、関係者に課せられた義務等）について、所内研修等の確実な方法により周知徹底すること。

イ 新規採用者への周知方法、年間の研修計画など継続的に周知徹底する方策を事業所として規定すること。

苦情処理体制の整備と周知徹底

利用者や家族に対する苦情処理体制の周知徹底（重要事項説明書による説明、事業所内の掲示、利用者や家族の認識の確認）。

事業所内で虐待が疑われる事例が発生した場合の対応

ア 被虐待者とされる高齢者の心身状況の確認、保護、記録その他医療機関の受診等必要な措置。

イ 市への報告

発生と同時に速やかに長寿介護課へ報告すること。

(6) 高齢者虐待を考えるための 2 つの視点

【視点 1】 気づかれていない虐待がありうる

- ・意図的な虐待だが表面化していないもの（意図的虐待）
- ・結果的に虐待を行ってしまっているもの（非意図的虐待）
- ・「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束

【視点2】判断に迷う「グレーゾーン」が存在する

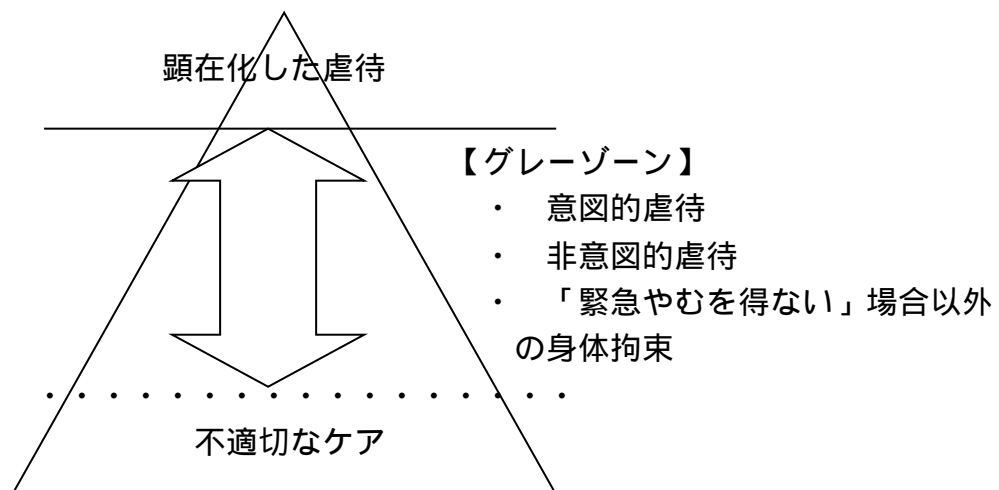
- ・「虐待である」とは言い切れないが「不適切なケア」
- ・明確な線引きはできず、「不適切なケア」を底辺として連続

「不適切なケア」から考える

- ア 「養介護施設従事者等」による「高齢者虐待」の問題は「不適切なケア」の問題から連続的に考える必要がある
- イ 虐待が顕在化する前には、表面化していない虐待や、その周辺の「グレーゾーン」行為がある
- ウ さらにさかのぼれば、ささいな「不適切なケア」の存在が放置されることで、蓄積・エスカレートする状況がある。

「不適切なケア」の段階で発見し、「虐待の芽」を摘む取り組みが求められる

「不適切なケア」を底辺とする「高齢者虐待」の概念図



高齢者虐待・不適切なケアが起きたらどうするか

- ア 利用者の安全確保
- イ 事実確認
- ウ 組織的な情報共有と対策の検討
- エ 本人・家族への説明や謝罪、関係機関（市、県）への報告
- オ 原因分析と再発防止の取り組み

高齢者虐待・不適切なケアを防ぐために何をすべきか

- ア 背景要因を解消する
- イ 不適切なケアを減らす
- ウ 利用者の権利利益を守る適切なケアを提供する

(6) 平成20年度 県内の高齢者虐待の状況（養介護施設従事者等）

（ 福島県ホームページ掲載）

通報・届出件数及び虐待件数

	20年度	19年度	18年度
通報・届出件数	8件	5件	3件
(うち虐待と認定した件数)	2件	1件	0件

虐待の状況（虐待と認定した2件）

ア 事例1

虐待のあった施設等の種別	認知症高齢者グループホーム		
虐待の種別	身体的虐待		
被虐待者の状況	性別	女性	
	年齢	81歳	
	要介護度	要介護4	
	認知症	あり・認知症	
虐待を行った従業者等の種別	介護員		
虐待に対してとった措置	施設に対する指導及び改善計画の提出依頼		

イ 事例2

虐待のあった施設等の種別	特別養護老人ホーム		
虐待の種別	心理的虐待		
被虐待者の状況	性別	女性	
	年齢	67歳	
	要介護度	要介護5	
	認知症	なし	
虐待を行った従業者等の種別	介護員		
虐待に対してとった措置	施設に対する指導		

通報・届出者（重複あり）

	20年度	19年度	18年度
被虐待者本人	1人	0人	0人
施設従事者（元従業者含む）	2人	0人	0人
家族・親族	0人	1人	1人
その他（匿名含む）	6人	5人	2人

本市においても、あらたに「高齢者虐待防止・対応マニュアル」を策定し、本年5月に事業者の皆様にも送付しておりますので、日頃の業務において積極的な活用をお願いします。

5 身体拘束廃止について

(1) 身体拘束の対象となる具体的な行為

- 徘徊しないように車いすや、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- 自分で降りられないようにベッドを柵（サイドレール）で囲む
- 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける
- 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する
- 脱衣やオムツ外しを制限するために、介護衣を（つなぎ服）を着せる
- 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- 自分の意思であけることのできない居室等に隔離する

(2) 身体拘束がもたらす弊害

身体的弊害

- ・ 関節の拘縮、筋力低下といった身体機能の低下や圧迫部位の褥瘡の発生などの外的弊害
- ・ 食欲の低下、心肺機能や感染症への抵抗力の低下などの内的弊害
- ・ 車椅子への拘束やベッド柵の設置による転倒や転落事故、抑制具による窒息などの大事故を発生させる危険性

精神的弊害

- ・ 不安、怒り、屈辱、あきらめなどの精神的苦痛、認知症の進行やせん妄の頻発
- ・ 家族に与える精神的苦痛、罪悪感や後悔
- ・ 看護、介護スタッフが誇りを失い、士気が低下する。

社会的弊害

- ・ 看護、介護スタッフ自身の士気の低下を招くこと。また、介護保険施設等に対する社会的な不信、偏見を引き起こす恐れがあること
- ・ 身体拘束による高齢者の心身機能の低下は、その人の QOL を低下させるだけでなく、さらなる医療的処置を生じさせ、経済的にも影響をもたらす。

(3) 身体拘束廃止のための5つの方針

トップが決意し、施設が一丸となって取り組む

施設長等が「身体拘束廃止」を決意し、現場をバックアップする方針を徹底する。それにより現場スタッフは不安が解消され安心して取

り組むことが可能となる。

また、一部のスタッフが廃止に向けて一生懸命に取り組んでも、他の人が身体拘束をするのでは、現場は混乱し効果は上がらない。施設の全員が一丸となって取り組むことが大切である。

みんなで議論し、共通の意識を持つ

身体拘束の弊害をしっかりとスタッフ全員が認識し、問題意識を共有する。最も大事なものは「入所者(利用者)中心」という考え方である。

本人や家族の理解も必要不可欠である。

身体拘束を必要としない状態の実現をめざす

再度、利用者の心身の状態をアセスメントし、身体拘束を必要としない状態を作り出す方向を追求する。行動障害がある場合も、その原因を探し出し、その原因を取り除くことが大切である。

事故の起きない環境を整備し、柔軟な応援態勢を確保する

転倒や転落等の事故が起きにくい環境づくり。スタッフ全員で助けあえる態勢づくり。

常に代替的な方法を考え、身体拘束する場合は極めて限定的に

困難が伴う場合であっても、ケア方法の改善や環境の整備など創意工夫を重ね解除を実行する。

(4) 身体拘束をせずにケアを行うための3つの原則

身体拘束を誘発する原因を探り、除去する

身体拘束を行う理由として挙げられる行動障害等には、その人なりの理由や原因があり、ケアする側の関わり方や環境に問題があることも少なくないことから、理由や原因を徹底的に探り、除去するケアが必要である。

5つの基本的ケアを徹底する

起きる、食べる、排せつする、清潔にする、活動する、の5つの基本的事項について、その人に合った十分なケアを徹底する。

身体拘束廃止をきっかけに「よりよいケア」の実現を

身体拘束廃止を最終ゴールにせず、身体拘束を廃止していく過程で提起された様々な課題を真摯に受け止め、よりよいケアの実現に取り組んでいくことが期待される。

(5) 緊急やむを得ない場合の対応

介護保険指定基準上「当該入所者(利用者または他の入所者(利用者)等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合」には例外的に身体拘束が認められている。具体的には下記3要件を満たし、かつそれらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されている場合に限られている。

【3つの要件】

切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

「切迫性」の判断を行う場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要となる程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要がある。

非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

「非代替性」の判断を行う場合には、いかなる場合でもまずは身体拘束を行わずに介護する全ての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から他に代替手法が存在しないことを複数のスタッフで確認する必要がある。また、拘束の方法自体も、本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法により行わなければならない。

一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

「一時的」の判断を行う場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要がある。

【手続き】

「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかの判断

身体拘束廃止委員会等に諮り、複数の視点で検討し、施設全体として判断すること

担当のスタッフ個人（または数名）では行わず、施設全体としての判断が行われるように、あらかじめルールや手続きを定めておく。慎重な取り扱いが求められている。

利用者本人と家族への説明、同意

身体拘束を行う場合は、本人と家族へ十分にできるだけ詳細に説明し、同意を得るよう努めること

説明項目：身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等

経過観察

「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを常に観察、身体拘束廃止委員会等でその必要性の有無について再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除すること

【記録】

緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

日々の心身の状態等の観察、拘束の必要性や方法に関わる再検討を行うごとに逐次その記録を加えるとともに、それについて情報を開示し、ケアスタッフ間、施設全体、家族等関係者間で直近の情報を共有する。

具体的な記録については、別紙資料P18～19のような「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」(「身体拘束ゼロへの手引き」より)を用いて記録すること。

(6) 身体拘束相談窓口

福島県では、平成13年4月から、介護保険施設や居宅介護サービス事業者、そして利用者及びその家族などから身体拘束に関する相談を受け付ける「身体拘束相談窓口」を下記のとおり設置しています。

身体拘束の廃止に向け、身体拘束に関する情報の提供、身体拘束をしないための介護の方法など、身体拘束に関することなら何でも、お気軽に、相談してください。県の身体拘束相談専門員が相談に応じます。

窓口開設時間	祝祭日を除く毎週 月・水・木曜日 午前9時から12時まで 午後1時から4時30分まで
電話番号	024-521-7533
FAX番号	024-521-7985

(7) その他

身体拘束廃止に関しては、厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」が取りまとめた「身体拘束ゼロへの手引き」や「福島県身体拘束ゼロ作戦推進会議」が作成した「福島県身体拘束ゼロの手引き」(県高齢福祉課ホームページよりダウンロードできます。)等を活用してください。

(参考) 身体拘束に関する説明書・経過観察記録(「身体拘束ゼロへの手引き」より)

身体拘束に関する説明書・経過観察記録(参考例)

【記録1】

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

様

- 1 あなたの状態が下記のABCをすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間帯において最小限度の身体拘束を行います。
- 2 ただし、解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束致します。

記

- A 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。
- B 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない。
- C 身体拘束その他の行動制限が一時的である。

個別の状況による拘束の必要な理由	
身体拘束の方法 (場所、行為(部位、内容))	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
拘束開始及び解除の予定	月 日 時から 月 日 時まで

上記のとおり実施いたします。

平成 年 月 日

施設名 代表者 印
記録者 印

(利用者・家族の記入欄)

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

平成 年 月 日

氏名 印
(続

【記録2】

緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録

様

月 日 時	日々の心身の状態等の観察・再検討 結果	カンファレンス参加者	記録者 サイン

業務管理体制整備届出書について

1 業務管理体制について

平成 20 年度の介護保険法改正により、平成 21 年 5 月から、介護サービス事業者（以下、「事業者」という。）は、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられました。

事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所又は施設（以下、「事業所等」という。）の数に応じて定められております。

また、当該整備に関する事項について記載した「届出書」を関係行政機関に届け出ることとされました。

なお、届け出は介護サービス事業所ごとではなく、法人としての事業者に届け出の義務があります。

2 事業者（法人）が整備すべき内容及び届出事項

（根拠：介護保険法施行規則第 140 条の 40）

事業所の数	20 未満	20 以上 100 未満	100 以上
整備すべき内容	法令遵守責任者を 選任すること。	法令遵守責任者を 選任すること。 業務が法令に適合 することを確保する ための規程を整備す ること。	法令遵守責任者を 選任すること。 業務が法令に適合 することを確保する ための規程を整備す ること。 業務執行の状況 の監査を定期的に実 施すること。
届出事項	法令遵守責任者の 氏名及び生年月日	法令遵守責任者の 氏名及び生年月日 業務が法令に適合 することを確保する ための規程の概要	法令遵守責任者の 氏名及び生年月日 業務が法令に適合 することを確保する ための規程の概要 業務執行の状況の 監査の方法の概要

「指定事業所の数」には、介護予防及び介護予防支援事業所を含みます。例えば、同一の事業所が「認知症対応型共同生活介護事業所」と「介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」としての指定を受けている場合には、指定を受けている事業所の数は 2 として数えます。

「指定事業所の数」には、みなし指定を受けている事業所は除いて下さい。

「みなし指定をうけている事業所」とは、病院等が行う居宅サービス(居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーション)であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所をいいます。

「法令遵守責任者」とは

全ての介護事業者において選任するよう義務付けられます。

介護サービス事業者には法令遵守の義務があります。法令遵守責任者とは、資格や役職を問いませんが、組織として法令遵守する体制を整備するため、介護保険法に規定する事務や業務内容を理解し、各事業所に対する指導や啓発を行うなど中心的な役割を担う方といえます。

「法令遵守のための規定」とは

事業所の数が20を超える事業者において、整備が義務付けられます。

国から具体的に例示されておりませんが、日常の業務運営にあたり、事業者の従業員に法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものをいい、事業者の実態に即したもので構いません。

既にそのような体制が整備されている場合は、全体像がわかる資料の写しを、又は規定があればその全文の写しを届出書に添付して下さい。

「業務執行状況の監査」とは

事業所の数が100を超える事業所において、整備が義務付けられます。

事業者が医療法人、社会福祉法人、株式会社等であって、既に各法の規定に基づき、その監事又は監査役(委員会設置会社にあつては、監査委員会)が法及び法に基づく命令の遵守の状況を確認する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合には、その監査をもって介護保険法に基づく「業務執行の状況の監査」とすることができます。

事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査のどちらの方法でも構いません。

既に監査に関する規程を作成している場合は、全体像がわかる資料の写し又は規程の全文の写しを届出書に添付して下さい。

また、規程を作成していない場合は、監査担当者又は担当部署による監査の実施方法がわかるよう記載していただくか、資料の写しを添付して下さい。

3 業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書の届出先

(根拠：介護保険法第 115 条の 32、介護保険法施行規則第 140 条の 40)

区 分	届 出 先
事業所等が 2 以上の都道府県に所在する事業者	
事業所等が 3 以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
上記以外の事業者(注)	地方厚生局長
地域密着型(介護予防)サービス事業のみを行う事業者であって、すべての事業所等が同一市町村内に所在する事業者	市町村長
及び 以外の事業者	都道府県知事

(注) 2 つの地方厚生局管轄区域に事業所等が所在する事業者及び一つの地方厚生局管轄区域に事業所等が所在する事業者をいいます。

■ 届出先は、事業所等の所在地によって決まるものであり、主たる事務所の所在地ではないので注意してください。

4 届出に必要な様式等について

(介護保険法第 115 条の 32・介護保険法施行規則第 140 条の 40)

届出が必要となる事由	様式	記入例
<p>業務管理体制の整備に関して届け出る場合 (介護保険法第 115 条の 32 第 2 項)</p> <p><u>全ての事業者は、平成 21 年 5 月 1 日以降、 届け出る必要があります。</u></p>	第 43 条様式の 7	記入例 1
<p>事業所等の指定等により事業展開地域が 変更し、届出先区分の変更が生じた場合 (介護保険法第 115 条の 32 第 4 項)</p> <p><u>この区分の変更に関する届出は、変更前 の行政機関及び変更後の行政機関の双方 に届け出る必要があります。</u></p> <p>例) 本市のみで地域密着型サービス事業を 展開していた事業者が、新たに県内他市 においても事業を開始した場合 届出先：いわき市 福島県 に変更</p>	第 43 条様式の 7	記入例 2
<p>届出事項に変更があった場合 (介護保険法第 115 条の 32 第 3 項)</p> <p><u>ただし、以下の場合は変更の届出の必要 はありません。</u></p> <p>事業所等の数に変更が生じても、整備 する業務管理体制が変更されない場合 法令遵守規程の字句の修正など、業務 管理体制に影響を及ぼさない軽微な変 更の場合</p>	第 43 条様式の 8	記入例 3
<p>事業者は、上記の届出が必要となった場合には、遅滞なく届出先の行政機 関に届け出なければなりません。</p> <p>ただし、 の届出については、経過措置期間が設けられ、平成 21 年 10 月 31 日までに届出することとされております。</p>		